

令和2年第2回定例会

胆振東部消防組合議会会議録

令和2年8月27日 開会

令和2年8月27日 閉会

胆振東部消防組合

第2回胆振東部消防組合議会定例会

令和2年8月27日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 行政報告
- 4 一般質問
- 5 提案理由の説明
- 6 認定第 1号 令和元年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第 1号 財産の取得について
- 8 議案第 2号 財産の取得について
- 9 議案第 3号 財産の取得について
- 10 議案第 4号 財産の取得について
- 11 議案第 5号 財産の取得について
- 12 議案第 6号 財産の取得について
- 13 議案第 7号 令和2年度胆振東部消防組合補正予算（第1号）について
- 14 議案第 8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 15 議案第 9号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 16 議案第 10号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 17 報告第 1号 現金出納例月検査の結果報告について

○出席議員

1番 梅 森 敬 仁 君	2番 工 藤 秀 一 君
3番 橋 本 豊 君	4番 大 捕 孝 吉 君
5番 山 崎 満 敬 君	6番 星 正 臣 君

○出席説明員

管 理 者	宮 坂 尚市朗 君
副 管 理 者	西 野 和 博 君
代表監査委員	佐 藤 公 博 君
消 防 長	松 永 忠 昭 君
消 防 署 長	稲 葉 博 徳 君
総 務 課 長	横 井 幸 男 君
安 平 支 署 長	寺 島 博 一 君
追 分 出 張 所 長	小 笠 原 規 人 君
厚 真 支 署 長	工 藤 芳 一 君
鷗 川 支 署 長	斉 藤 実 君
穂 別 支 署 長	前 田 尚 君

○出席事務局職員

局 長	立 石 恵 輝 君
書 記	森 田 一 君
書 記	宮 坂 賢 一 君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議 長 只今の出席議員は、6名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回胆振東部消防組合議会定例会を開会いたします。開議に先立ちまして、宮坂管理者より「再任の挨拶」を許します。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

○議 長 本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第89条の規定により、1番梅森議員、6番星議員の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議 長 日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたします。
これにご異議ありませんか。
[「異議無し」という声あり]
異議無しと認めます。
よって会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議 長 日程第3、「行政報告」を求めます。松永消防長。

○消 防 長 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、「一般質問」に入ります。
質問、答弁ともに簡潔かつ明瞭をお願いいたします。
それでは、順次質問を許します。
最初に、1番梅森議員。

○梅森議員 議長。

○議 長 梅森君。

○梅森議員 1番梅森敬仁です。よろしく申し上げます。本日は、組織の強化につい

て一般質問させて頂きたいと思えます。

我が組合は、職員定数111名、実員数109名の組織でこの組織の中で昨年末から普通退職者、いわゆる途中退職者、20代の若者のようですが、4名退職をしている。更に時季外れの本月末にまた1名、その方は40代の方ですけれども、その方もまた途中退職。これがいずれも同じ厚真支署で起きていると言うことに、疑念と危機感を持つのは、私だけでは無いと思えます。

20名の職員の内、20名の職員の内4分の1にあたる25%の職員が理由の如何を問わず、このしょ、この職場を去るということは残念でなりません。そんなに魅力の無い組織になっているのでしょうか。組織的な損失額も多額になっています。今年度の新規採用者は定年退職等の数字を含めて10名と言うことですが、組織の約1割が新人と言うことは、組織力の低下につながっていると云わざるおえません。

そこで、次の4点について質問をさせていただきます。

まず、1点目については、各組合構成町、いわゆる3町役場との人事交流が必要ではないのか。特に事務処理部門の独立、会計処理や公的業務、人事管理などについて専門の知識を有する職員が必要では無いのか。また、人事交流によって役場のいわゆる女性職員の登用にもつながっていくのかなと勝手に考えているところでございます。

では、転じてみると同じような他の組織でも、例えば自衛隊、警察あるいは教育現場である学校でも事務職というのは別に採用されて、運用されています。それだけ専門性が必要とされている職場、職種ではないのかなあと感じております。かといって100名程度の我が組織ではなかなか最初から育成というのは難しいところが有る、であるからこそ構成3町のご理解を得ながら人事交流と言う形で専門性の、専門の力を持っている職員と交流これが我が組織の強化につながっていくものではないか。対応は色々あると思えます。派遣をしてもらうのか相互、相互に交換するのか、ただ役場にあっても我が町は、我が国自体は、昨年、2年前ですか、一昨年の9月に大きな地震を経験して、各役場も防災に関しての知識が必要とされております。

消防組合のOBの方でも3町の中に再就職なさってその知識を遺憾なく発揮して頂いている。という方もいると聞いております。今こそこういう人事交流必要では無いのかというように考えますと、この点については、いかがお考えでしょうか。

○議 長 管理者。

○管 理 者 はい。

梅森議員の組織強化の中で、まあ一つのテーマとしてですね、構成3町との人事交流も、それぞれに良い面を発揮し、あるいは吸収をし成長し相互理解が進むという観点で進めてみてはどうかというご提案でございます。

実は以前からですね、本部所在の厚真町とそれから消防当組合のですね、いわゆる他の組織に言い換えますと、制服組と背広組、いわゆる事務方とそれから現場組をですね明確に分けて、そして現場組については、若い頃からかなりの研修費用をかけてですね、育成している関係もあって事務的な仕事に就かせる期間、非常にもったいないなあという視点もございましたし、逆に言えば長い間現場にいながらですね、改めて管理部門しかも、事務部門側に入るのも非常に抵抗がある。まあこういった話も聞いてございましたので、これからのに関してはですね、まず、構成3町全体に話をひろめる前に、当本部が所在する厚真町と自治法上の問題、地方公務員法上

の問題、それから、身分保障を担当する組合との様々な協議を重ねた上で
どういう対応が可能なのかしっかりと検証してる最中でございます。

またあの、それ以外に防災関係、梅森議員がご指摘の様にですね、それ
ぞれ3町とも防災対応専門官について、消防職員OBを採用しているところ、
厚真町のように自衛隊OBを採用しているところ、それぞれそういった専門性
を持った高い職員を確保するという、そういう時代背景もございます。

まあそういう意味ではですね、一考に与いするなと考えておりますし、
先程から申しあげました様に当組合として既に研究を重ね、厚真町役場と
様々、詰めの作業を行っているところで、実際に全員を派遣できるかどう
かは別にして、少しずつですね、段階を踏んでこういった問題について、
成果と目標を明確にして、その成果を検証して参りたいなと考えてござい
ます。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 わかりました。1点目については当組合内の異動規定というのを明確に
してはいかかかなと思っております。昭和46・7年に胆振東部消防組合にな
ったわけですが、当時は役場採用と言うことで同じ支署でずーっと40数
年勤務している人が未だに多いと確認しています。

まあ地域性非常に広い範囲をカバーしているわけですから、難しい問題
も色々有るかも知れませんが人事の停滞っていうのは、非常に風通しの良
い職員を作るのは弊害有って一利無し、なのかなあってそんな風に思っ
ております。例えば、同じ持ち家が有る職員としても、主査・係長職や主幹
・課長職になる前の2年なり3年は必ずよその支署の勤務を経験、これ非
常に重要だと思うんですね。同じ組合で有りますから、それぞれ利点も有
るだろうし、それぞれ改善しなければならぬ点も抱えているというのが
実態では無いかと思っております。

そういった面でも人事交流は非常に大事と、組織内に109名の組織内で
有りますけど、ずっと1カ所で、ずっとそこだけで勤務というのは、なか
なか今の時代にそぐわないんじゃないかなあって感じております。

同じ仲間で上手くいく人間関係、人間関係が上手くいく職場なら問題な
いかも知れませんが、先程冒頭でお話ししたとおりに、一時に大量
の若者の方が辞められてしまう、しかもそれが同じ支署でいうようなこと
になって、なかなかこのようなことが原因の一つかなって、勝手に自分で
推測して申し訳ありませんけども、そういう風に考える地元地域の住民も
多くおります。そう言った点において色々工夫しながら、昇任時において
必ずよそで、よその支署で勤務する。同じ場所というだけで無く他でも勤
務するということによって今回のような大きな災害が発生した時でも、そ
れぞれ人との交流がある。場所も場所についても詳しくわかる1カ所だけ
に、例えばこの町には詳しいけど穂別はわからない、そういうことが無い
ように、必ず複数の地域、多くの組織内の一つの交流が生まれるような異
動というものを考えることによって組織力のアップにつながっていくので
は無いかというふうに考えておりますが、この点についてはどうでしょう。

○議 長 管理者。

○管 理 者 はい。

梅森議員のご指摘のものだと思います、今現在109名の職員でござい
ますが、当務という点でですね、見ますと1当務だいたい6名、6名とい

うこととなります。それが一年間通してですね、同じ組合わせということになりますし、また同じ支署に長い間勤務を続けていくということになりますと、他の構成町の状況がですね、まあ勉強する機会が非常に少ないということがございますので、それぞれ構成町といえどもそれぞれに多少の特異性はございますので、お互いに研鑽する、あるいは視野を広げるという意味では非常に大事な視点だなとそういう風に考えてございます。プラス消防組合本部という組織もございますので、そういう意味では、あの一異動のたびとは行きませんが、昇格の際にできる限り、様々な現場あるいは立場を経験したその経験力が非常に生きてくるんでは無いかとそうふうに考えておりますけど、常々限られた人数でございますので、明確なルール化は非常に難しい訳ではございますが、できる限り異動が可能な場合には、異動前提にしてですね、経験を様々な経験を積むということを私も考えておまして、消防長にはそういう指示をしているところでございます。

ただ、あの一もう一方で先程梅森議員がおっしゃったとおり、精通してない職員が難しい現場の処理をしなければならない、そういったことで地域の方々に不安感をお持ちの方も当然出て参ります。そういう意味ではですね、異動を可能にする為の指令、通信こういったもののいわゆるデジタル化近代化がどうしても避けては通れないのではないかなというふうに考えてございます。またあの、総合、管内の防衛体制、これらについてももう少し流動的にですね、迅速にあるいは機動的に対応できるような、こういう前提では組織運営されてる訳ではございますが、実際に運用される機会というのはごく希だということもございます。そういう意味ではしっかりと相互応援が多少遅れ気味でも出来るような、ルール作りは必要では無いかと考えてございますが、限られた範疇ではございますが、風通しの良いそういった組織を目指していくことは、我々の組織の成長につながって行くわけでございますので、これからも検証作業させて頂きたいとそのように思います。以上です。

○梅森議員 議長。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 わかりました。では、3点目議題、提案に移らせて頂きますが、救急救命士の待遇改善ということでお話をしたいと思います。

現在は組織の内に33・4名ですか約3割既に救急救命士になっているというお話を聞いております。この方たちの責任は、資格取得者として大変重たくなっているようで、しかし、その待遇面では、改善が先送りにされ未だに改善されていない、それなぜなのかなあと、いうふうに聞いて、特段の理由が有るのであればご説明お願いします。

○議 長 管理者。

○管 理 者 はい。

救急救命士についてはですね配置が必須になっているということもございます。当初から募集にあたっては救急救命士の資格を有するものということで募集をしているわけでございます。組織として救急救命士か活動しやすい処遇待遇を原点にしてさせて頂いておりますが、ただ、それが十分なのかという話で問われますとですね、それぞれの地方財政を財政状況を環境で厳しい中、現実には特段のですね、格別な特殊勤務手当等をですね、支給しているところは全道的にも非常に少ない少数派でございます。これ

は全道的な課題だと我々も含めております。またあの、改善が遅れているのでは無いかというご指摘でございますが、当然消防組合の中には、いわゆる組合的な組織が有りません。その変わりとして様々な改善点を検討する委員会という組織を立ち上げてですね、職員あるいは管理職がしっかりと委員会の中で様々な組織の改善を検討していく、そういった組織がございます。これは消防長を外した状況で組織を運営しているわけでございますが、その中で数名の委員から提案があって委員会の最終合意としてはですね、当分この状況でやむなしという結論がでていうことですから、組織として改善が遅れている訳では正確にはあたらないのでは無いかと思います。ただあの、梅森議員がおっしゃったとおり、特別な、しかも難しい責任の重い仕事をしている以上、何らかの手当あるいは給料の差が必要では無いかというご提案に対しては、真摯に受け止めてですね、全道的な状況、それから、構成町との協議、まあこういったのもしっかり経た上での対応、どこまで可能か検討させて頂きたいと思います。質問にはありませんが、実際には出場手当の時にですね若干ではございますが出場手当を出させて頂いている。これについても近隣と比べても決して遜色の無い出場手当を出している状況でございます。これらに対してはですね、今消防長から現状、近隣のも含めてですね、状況を報告させて頂きたいと思います。

○議長 消防長。

○消防長 近隣の状況について説明させて頂きます

救急救命士手当の支給については近隣の各消防本部において支給については行っていない状況であります。全道58消防本部中15消防本部にあつては救命士手当の支給が有り平均すると1回あたり300円～1200円の救急手当での増額又は特定行為1回あたり500円の支給等というところがありますが、今後管理者もおっしゃったとおり各消防本部の支給状況等をまた、各構成町と協議いたしまして、検討して行きたいと思います。

○議長 梅森議員。

○梅森議員 簡潔によくわかりました。ただですね、この要望については、職員色々な会議等の場でかなり以前から要望がているというふうにお聞きをしております。そういった意味でこのような、我々かもしれませんけども、なかなか改善は進んでいないのかなという感じも、それらをもって表現をさせて頂きました。前向きに考えて頂けるとの事ですのでなるべく早く実現出来るように期待しております。

最後になりますが、4点目今後で政策についてということで、小さく2つなんですけど、ただいま管理者がお話し頂きましたが、119番の通報の119番通報集中受信指令室システムっていうのが早急に必要だろうと、特に現場臨場の為の住宅地図のデジタル化についてはこれは急務、特に若い職員が使ってたって事もありますけど、現場臨場っていうのが時間をいかに縮めるかっていうのが消防行政の1番の要だと思います。そういった点でもなるべく早くこのデジタル化というものを進めてはいかかなものかなと集中システムを作ることによって、各支署のいわゆるその余った人員を現場に回せるという事にも繋がって行くと思います。金額的にもかなり高額になると、まあ全部そろえると5千万から1億相当ですかね、まあそんなような話をよその組合からはお聞きしたことが有りますが、誰もが望んでるところでありますので、積極的に取り組んで頂きたいと思いますが、その点についてはどうでしょう。

○議 長 管理者。

○管 理 者 先程の人事の点でもですね、当然あの、消防の機動性を確保する為にあるいは迅速性を確保する為に、この指令通信のデジタル化、近代化はですね、避けて通れないなあというふうに考えております。幸い各支署単位では既にデジタル化が進んでございます。その際にですね、一緒に指令通信のデジタル化、集中化を検討した経緯でございます。その段階ではまだ時期尚早という最終結論が出ておりますが、今回、胆振東部地震という大きな震災を我々体験した当組合としてですね、また、これから起きる可能性のある千島海溝・日本海溝連続型地震による津波の影響、様々な工事をもたらす大規模な自然災害、そして相も変わらず、なかなか無くならない火災、これらを含めてですね、あるいは救急搬送一つとっても、さらにあの消防組合消防職員の負担が増している、いかに迅速に現場に駆け付けるか、命に関わることでありますので、できる限りこの通信指令の集中化デジタル化を進めていきたいと考えてございます。幸いむかわ町では、支署では移転ということで想定されておりますし、また、厚真町の支署についても相当被害があったということもございます。まあそういった意味でですね、本部の移転と支署のそれぞれの改築計画こういったものを睨みながら、この通信指令部門のデジタル化、近代化をですね検討、一緒に合わせて検討をするということにしております。今もあの一消防本部の方で研究を重ねておりますので、時期を見てですね、構成3町にまたご提案させて頂きたいと思っております。また集中させた場合の指令通信を誰が担当させるかという問題もでございます。単純に統合する事によってですね、支署部門が人員に余力が出来る問題でも一概に無いということもございますが、今後、再任用職員の増加も予想されております。再任用職員が改めて現場に戻ってですね、交代勤務に入るというのもなかなか大変かなと考えてございますので、そういう意味で再任用職員の皆さんの働く場所としても、地理的状況をですね十分に把握しきっている職員が、こういった通信指令の統合部門に配置されることも非常に意味があることなのかなと思っております。

ちょっと長くなりましたが、色んな条件が、今は風が追い風になってきているのかなという意味で、消防本部の方で検討を重ねると報告させて頂きます。以上です。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 理解できました。

次に移りますが、ソフト面になるかも知れませんが、いわゆる組合に対する普段の質問状に対する苦情っていうのはどのくらい来ているのかなと、この苦情処理っていうのはどのようにされているのか、処理結果についての説明があればよろしく願います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 はい。

苦情処理といたしましては、組合としての窓口は消防本部総務課が担当となっております、現在総務課に直接寄せられた苦情については、平成30年1月に1件寄せられ、懲戒審査委員会での審議対象となった事案がある以外は寄せられていない状況であります。ただ、各支署長宛の投書や、町の総務課に寄せられたもの、また、組合議員へ寄せられた苦情等につき

ましては、所属長と本人を交えて事実確認並びに状況を聴取し対処しているところでもあります。また、その苦情に対しては現時点において対象となる事実がなかった状況であることを申し添えたいと思います。以上です。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 最後になりますが、職員の非事案、まあ無いに超したことは無いんですけども、これ実態はどのようになっているのか、もし、有ったのであれば、その処理結果。

○議 長 消防長。

○消 防 長 はい。

懲戒処分である戒告以上の処分を行った場合は公表しております。また、公表した案件につきましては、行政報告といたしまして組合議会に報告済みでございます。

また、過去の行政報告につきましては直近5年間では2件、平成28年11月議会臨時会と、平成29年3月の議会定例会にて行政報告いたしております。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 1点確認したいんですけども、今回の冒頭で述べたように、若者がいっときに辞めてしまったということで、過去3年前からですか、実名による通報は無いとのことですけど、パワハラに対する被害に、それについてですけど、一歩踏み込んで小さいことでも早めに対応しようということアンケートなさってるということは、非常に評価すべき対応策だと思っております。

ただですね、結果について法令遵守されていないということで、今回についても具体的なあくまでアンケートですけども、不適切な案件があって消防長自らが解決に乗り出してですね、該当する支署長に対して、事実確認、その他について対応を指示命令したと聞いておりますけれども、その結果についてというのが、何か特異な事案が把握できましたか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 はい。

アンケート結果に基づきまして、一昨年2年前よりハラスメントに対するアンケートが総務省消防庁から示されてまして、そのひな形にそって、行っております。2年前につきましては、アンケート結果を集約し、各支署ごとにとりまとめて、各支署長に結果確認、または、事実の確認等をして頂きまして、事実確認が誤認で有ったもの、また、他の者がそのハラスメントと受け取っていたものの、本人確認したところ、違うというような内容で、各個別に、2年前は確認しております。

本年度につきましては、アンケート結果を受けまして、アンケートを集約した結果を職員全員に周知しております。

周知の後にですね、各相談窓口、消防組合本部総務課が組合の窓口ということ、また、総務省消防庁のハラスメント相談窓口への相談も可能であること、また、アンケート結果を受けまして、今月20日に主査以上の管理

監督職に対する職員に外部講師を招いて研修をおこなっております。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 わかりましたけれども、しつこいようですけど、確認したいのですが、アンケートその他で何かしら不適切な案件が判明した場合には、対応するのは消防長ではなくて総務課長であったり、平成31年に要綱が決定したハラスメント苦情処理委員会っていうのがあって、そのどちらかで対応するのかなって思ってますけど、その点について対応仕方が適切では無いかと私は思うんですが、どうでしょう。

○議 長 消防長。

○消 防 長 ハラスメントの対応につきましては当組合で定めている条例に基づいておこなっておりまして、一時的に当事者から苦情相談窓口相談を頂く、それを持って懲戒審査委員会を開催し、処分等を有った場合行いう決まりで、現在進めているところでございます

私、最終的には処分の決定、または、必要があれば、本人への事実確認を再度行うような対処を取ることと考えております。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 ちょっと考え方、とらえ方の違いなんじゃないかな、所属長としてハラスメントの無いパワハラが無い様な職場を作るというのは当然のことで、一生懸命取り組んで頂いてるのはわかるんですけど、この平成30年に制定された防止要綱によると、認知した時には、きちっとした懲罰委員会があって議長以下が、その担当をして対応するというふうになっていますよね。今回は、そのアンケート結果を見て、消防長自らが、各支署長・支署長会議等で来た際に各支署長にアンケート結果を個別に提示した上で、事実確認を指示命令してる訳ですよ。それってやり方違うんじゃないですか、ましてや事実関係が判明したのであれば、処理すべき人間に、その委員会なりに総務課長なりにきちっと処理を委ねなきゃ、私が危惧してるのは、中間管理職である支署長に対して調査を指示命令するというのは、お門違いと思うんですよ。対応しなきゃならないのは本部職員でしょ。これどこの会社でもそうじゃないですか、トップ自らが調査するとか認定するかじゃなくて、きちっとした委員会があるんですから、そこに、きちっとした処理を委ねることが大原則ですよ。あの、ご苦労なさってるのはわかるんですけど、ちょっと越権行為じゃ無いのかなと、処理の仕方が違うと思うんですけど、その点どうですか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今のご質問についてですけども、ハラスメントについては、私が直接処理してるのでは無く、委員会で協議した結果を基に処分するという形を取っております。

また、今回のハラスメントアンケートの結果について各支署長に事実確認したという経緯につきましては、全てが無記名のため、確認しなければ、誰がそれをアンケートとして出しているのか、わからない状況であった為、事前に確認をするという意味で、各支署長経由で確認したところでございます。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 そもそものが違うと思うんですよ。認知した段階でずっと本部で対応しなきゃいけないんですよ。それを各支署長を呼んで各支署長にあなたの支署にこういうアンケートが上がってきて、こういう事実はあるのか無いのか調査してくれっていうことを支署長させてはいけませんよ、違います。それをどんな会社でも常識中の常識ですよ。本部対応でしょ、これはおかしいなって気づいたら、たとえアンケートであっても、これはおかしいことがあったな不適切な事案っていうことでアンケートで上がってきたけれどもこれ対応しなきゃならないっていうふうに対応するのは、各支署長ではなくて、現場の責任者課長職ですよ、中級幹部の方にそれを任せてしまうってのが、私間違いだと思うんです。速やかに本部で対応すべきですよ、どうですか。

○議 長 消防長

○消 防 長 ただいま有ったご指摘を踏まえて、そういう対応の整備を作っていきたいと思います。

○議 長 梅森議員。

○梅森議員 わかりました。まああのーこれで最後にしますけども、一つ今日の提案、一般質問については、我が組織の強化策ということで、私も考えてすいませんけども、質問させて頂きました。まあ普段から一生懸命働いているのは、わかっておりますので、改善すべきことは改善するというので、組織の為に頑張ってやっていって頂きたいと思います。

以上持ちまして、私の一般質問を終わらせて頂きます。

○議 長 以上で梅森議員の一般質問を終了いたします。
次に2番工藤議員。

○工藤議員 はい。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 私はですね梅森議員とかぶるところが有ったと思いますけども、厚真支署の職員の普通退職について質問させていただきます。昨年12月に1名本年3月に3名の離職者が出ている、今年度に入りさらに1名の退職者がいるということを直近5名が辞職している状況、胆振東部消防本部内で普通退職者は他支署にはおりません。消防士の普通退職者数は全国平均でも0.6%と公務員の中でも最も低い職種であるということにも関わらず、同一支署から多数の退職者が出ているというこの状況は何か問題があるのではないかと考えるところであります。

その点から4点について質問させていただきます。はじめに本部としてこの原因についてどのようにとらえてるのか伺います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 はい。
退職した4名および今月末退職予定の1名につきましても、それぞれが

他の目標をもって退職を希望し、処遇の改善や希望等の確認の上、当組合での勤務を継続依頼をしましたが、本人の意思は固くやむを得ないと考えております。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 本部には100名を超える職員がいて、厚真支署の職員は20名、その厚真支署から5名が退職していると伺っている。これは、本来通常では考えでないような内容だと思います。消防本部で本年3月に実施したハラスメントアンケートの結果を拝見しましたが回答率95%で、その中でハラスメントの被害経験があると回答した方は8%ございます。これも異常な数値だだと思います。さらに驚きなのは内容です。訓練中のミスに対して体力的に不可能な数の腕立て伏せ等強要されたと、これは体罰ではないかと思えます。また、物を投げつけられる、殴られる、胸ぐらを掴まれるなど暴力行為もあります。このアンケート結果からすると大変な状況だと思います。このようなパワハラと思われる内容が、1週間に1回程度の頻度と答えられてる方が約38%おる。これは、このようなパワハラが日常茶飯時に行われているということではないでしょうか。今の時代に、このような状況であることに大変な驚きを感じています。私は40年サラリーマンをやってきましたが、この状況がまかり通ってるのが信じられない状況であります。ここ20年ぐらいで世の中ではパワハラ・セクハラに対しての理解が大きく変化していると感じます。

ここでは、今だ体罰や暴力が横行しているかと思うと大変驚いているところでございます。今回5名の退職者についても本人の訴えこそないかもしれませんが、ハラスメントが存在していて、そういう職場に見切りをつけたと思えてなりません。ハラスメント被害者であっても毅然とした態度で対処する人もいるかも知れませんが、多くの方は、報復や社内での立場が悪くなることを恐れて泣き寝入りしているのが現状ではないかと推察しているところであります。

私は、退職者の代わりに、今後新人を雇用したとしても同じことが繰り返されるのではないかと思えてなりません。

再確認させていただきましても、5名の退職者についてハラスメント原因ではないと皆さんが認識しているということで間違いはないでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今月末退職予定のものとは私も面談をしております。ハラスメント等ではなく、あくまでも自らが他の目標を目指して退職したいという意向が強くて退職に至ったもので、昨年度、本年度末ですね、昨年度末に退職したもの、また昨年12月に退職したものにつきましても、前任の消防長が個別で面談してハラスメント等を含めた、そういう実態がないのかという確認をしておりますけれども、本人からは無いということで他の道へ進みたい、道外なり自分の目指す職業に就きたいということでの退職希望でありました。

また、ハラスメントのアンケート結果でありますアンケートの調査目的がですね、直近1年間で受けたものということで、アンケートをしておりますが、相当昔のことにつきましても、各支署長に確認をお願いした結果、相当昔のことについてもアンケートに書かれているということで重複して書かれてる部分がありますので、アンケート結果としては高い数値に

なってしまっている実際に結果でございます。

○議長 工藤議員。

○工藤議員 はい、わかりました。後でまたあの戻ってくるとは思いますが、次の質問に移させていただきます。2番と3番についてですね、続けて質問させていただきます。2番目の多数の離職者について議会に報告はなかったのはなぜかと言うことと、3つめの2年前から調査しているハラスメントアンケート結果について職員に公示されなかったのはなぜかということをお伺いいたします。

○議長 消防長。

○消防長 多数の離職者につきましては普通退職者でございましたが、組織機能に支障がきたすことはないよう、順調に職員の補充が行えたことから議会への報告は行なっておりません。また、次の2年前からの調査しているハラスメントアンケート結果についてですが、2年前のアンケートにつきましては、アンケートの結果について、各所属ごとにまとめ所属ごとの内容につきまして所属長より個人面談にて、ハラスメントの内容の現状と確認することといたしました。また、昨年分につきましては一昨年同様の対応とともにアンケート結果については4月17日付け事務連絡によってハラスメントアンケート結果の取りまとめを職員に公表しております

○議長 工藤議員。

○工藤議員 すみません、最後もう一回お願いします。

○議長 消防長。

○消防長 4月17日付け事務連絡におきまして、ハラスメントアンケート結果についての取りまとめを職員に公表しております。

○議長 工藤議員。

○工藤議員 すぐに退職者、離職者について、あと釜が見つかったということで報告がなかったということですが、20人中5人が退職するということは異例なことではないかと思えます。

それとも、たまたま退職希望者が重なっただけだとお考えなのかなと思いますけども、私は若い頃受けた教育で、悪い報告こそですね、抱え込んだり隠したりしないで速やかに行うことが組織を守ることに繋がると言われてまいりましたので、それは今も正しいと思っています。議会は何のためにあるのでしょうか。色々考えると改善してくために必要なものではないでしょうか。

先ほど質問した中で、今年のハラスメントアンケート調査の結果について思いましたが、このアンケートは2年前から行なっていて今回が3回目だと思います。1回目と2回目については職員へ伝えなかったり、また、議員からも1回目からのアンケートを見せて欲しいと要求しましたが、それも叶いませんでした。

議会の議員に見せられないアンケートにはどんな意味があるのか、考えるところです。

私も個人情報を知りたいわけではなくて1回目から3回目に至るハラスメント調査結果の経緯が知りたくて確認してるわけです。まあ改善していくためには必要な情報だと思ってますので悪い報告はしない、隠すと言う構図は組織全体に蔓延しているのではないかと思われてならないところもごさいます。議会を軽視しているのではないかと思うようなところもあるんですが、その辺のところいかがお考えでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 先ほどの退職者の理由につきまして胆振東部地震の経験をもとにこれから上に上がっていったという災害現場で指揮を取って行くのが、ちょっと耐えられない、自分に自信がないということも含めて、他の職業に就きたいというような内容で離職した者もおります。また、アンケートにつきましては一昨年より開始したもので、今回昨年度分の3月末の集計で2回目のアンケート結果について職員に公表したという経緯になっております。前回のものについてはグラフ等分かりやすくとりまとめたものがなく、またアンケート結果、仕事については個人名が記載されていたことから一昨年のもものは公表していないということでごさいます。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 一昨年、昨年の方は個人名が書かれてるので見せられないと個人情報も厳しい時代なので、そのことはわかりますけど、名前を黒塗りして頂くとかですね、そういうことは可能なのかなあと感じておりましたので、それも、叶わなかったので何度も質問させていただきました。これからでも要望して名前を黒塗りでも要望したら出していただけるんでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 今後検討して公表できるように努めて参りたいと思います。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 どうかよろしくお願ひします。議会に報告せずに要求に答えてもらえない、このような状況ではハラスメントに関わる事にですね、3回目のアンケートに有るのが結果なので、本当にそこのがですねクリアになっていかないと、今回新規採用者に係る教育費用や退職した5名がハラスメントかどうか分かりませんが同じようにかかってくるんですね、その辺のことを考えるとハラスメントのところですね、本当にゼロにしていけないと納税者である3町にですね納得するのかなと思っております。

ハラスメントに対して改善する姿勢を見せなければ、納得できないんじゃないかと思ひますんで、ハラスメント撲滅する姿勢をですねどうか今後見せていただきたいのですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○議 長 消防長。

○消 防 長 アンケート結果について複数の支署においてハラスメントを受けている、または見たとの結果があったことから、令和2年4月10日付けでハラスメント防止宣言を消防長名で発出しております。また、先程お話ししたとおり4月17日付け事務連絡でのハラスメントアンケート結果に付いての

職員への公表と胆振東部消防組合におけるハラスメント相談窓口の周知、また、総務省消防庁のハラスメント相談窓口への相談も可能であることの周知を行いました。

また、今月20日に主査以上の管理監督をする職員全員対象に、ハラスメント研修を外部講師を招いて午前午後と2回開催し、ハラスメント撲滅に向けて取り組んでいっているところでございます。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 わかりました。4番目の最後の質問に移らせていただきます。今回のアンケート結果について受け止め、そうですね、どう活用していくのか活用したのか伺いたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 私、あの先ほどこの内容を含めてお話ししてしまいましたけども、アンケートの結果を受けて、ハラスメントについては下から受けるというよりも上のものが起こすということが多いということの観点から、外部から講師を招いて管理監督する職員全員についてハラスメントについての講習を行い、今後起こらないように努めていこうと考えております。

○議 長 管理者。

○管 理 者 先程ですね、厚真支署における大量退職者の原因がハラスメントにあるんじゃないか、というそういうご心配からの観点からのご質問が続いておりますけど、その対応の仕方についてはですね、あくまでも改善に導く手段としては必要なとそういうふう感じられたのではないかなと思います。

我々もどちらかと言うと危険な業務を一人一人がですね、責任を持って対応する、あるいはチームをですね危険な目に合わせないためにも、技術の錬成これに勤めている職場だと言うことを全員が日々鍛錬を重ねている中で過ぎたるものと、あるいは、鍛錬を命じられたものですね、理解そこに齟齬が生じているという、そういう時代なのなんだろうなあと感じてございます。

そういう意味では、必要な訓練は厳しくもあり、ただそれが、相互理解のもとに自分達の命、それから住民の皆さんの命を救うために職務としてこなしていかなければならない、そういった相互理解が必要だと思っております。

一方的にならないように、今後ですね錬成はしっかりと重ね、それから指導にあたっての視点あるいは、フォローですねしっかりできるように様々な観点から改めて、指導する立場の皆さんの教育これも必要だと認識しております。

また、当然そのようなアンケート結果出た後もですね、サポートあるいはリアクションも含めてですね、組合としてどうあるべきか今一生懸命検討しているところでございます。今後こういうことが繰り返されないようにしていかなければならないその認識については、共通のものでございますので、今後の我々の改善方策について見守っていただければなどそのように思っております。

ただあの、議会軽視という言葉がございましたが、決してですね、我々通常の人事あるいは採用を含めて退職も含めてですね、通常の組織運営に

ついでに議会に報告するそういう構造になっていないがために、あえてというよりは議会報告することになってはいないがために、報告されていなかったという風にご理解いただきたいと思います

ただあの、当然のごとく懲戒処分公開と言う手続きを踏まないといけないう案件については、報道機関、あるいは議会のみなさんにもですね、しっかりと報告させていただきたいというふうに考えてございますので、ハラスメントの改善策と、それから議会への報告の適正可、これとどう言った部門でどういうチャンスでですね、どういう形式でですね、議会のみなさんにですね、組織の状況を有るべき状況をですね、報告できるかその辺についても検討させていただきたいとそのように思います。以上です。

○議長 工藤議員。

○工藤議員 どうもありがとうございます。

よく解りました。前向きに検討していただけるということで非常にこれから期待していきたいと思います。またあのちなみにですね、苫小牧のアンケート結果を確認したら、ハラスメント被害0%だそうです。

ハラスメントが認識され意識が高いと思いました。

あの私の知る企業と言うか私の勤めていた会社もそうですけど、本当に細かいことでも処分されることもあって、本当にみんな高い意識を持ってですね取り組んでいました。

私の知るところはですね、部下がミスをして尻を蹴った部長がいましてね、即日、自宅謹慎になって、翌日には懲戒解雇になったと事例もあります。

また、従業員2,000人以上の会社ですけども部下にパワハラしてたということで訴えられて、即刻会社を去るということになった事例もありません。

今はこういう時代なんですね、本当にあのハラスメントに対する組織の認識の違いと言うか、特に昭和で育った私もそうですけども、年代というのはですね腑に落ちないというところもあるかもしれませんが、本当にセクハラ・パワハラが当たり前で、酒気帯び運転さえ軽い刑罰だったということもございますので、今は全く違う時代になったと思います。まあコンプライアンスが重要視される時代でもありまして、社長であっても役員であっても、特別待遇ってないんです。本当にあの誰もがハラスメントによってですね、次の日から会社に来れない状態になるということもございます。先程も消防長からありましたけど、全国の消防長会のハラスメント防止宣言を私も拝見させていただきましたけども、その全体の奉仕者である公務員が、ハラスメントとは無縁の高い倫理観を求められているのに、その中でも消防職員はひとときわ高い倫理観を備えなければならないというふうに宣言されております。

どうかですね、このハラスメントに対してその言葉通りですね、厳格に対応して頂きたいなあとと思います。

あの、よくいじめというのは、いじめられる方の問題ではありませんし、全部いじめる側が100%悪い問題であることこのことをしっかりと認識して対応をいただければなあとと思います。

今もなおですね、パワハラ行為のために仕事に出勤できなかつたり、気分が沈んで憂鬱になっていたり、仕事を辞めたいと思いつつ勤務をしている、そのようなアンケート結果からも、未だにそういう人がおるとお思いますので、このパワハラと認定できるような行為はですね、明らかな不法行為ですので、本来ですと許されるものではなくて、その行為を止めさせる

よう組織は十分な対応しなければならないと思います。

今後ですね、ハラスメントの無い職場にどのように対応していただくのか、先ほどからも伺っていますけども、今一度お考えをお聞かせいただければと思います。

本当にですね、あの全国消防長会の防止宣言の紙でございましたけど、これはどのように皆さんにお伝えしたのかそのことについてお伺いしたいと思います。

○議 長 消防長。

○消 防 長 ハラスメントの防止宣言につきましては、各職員に全て行き渡る、目が届くように回覧という形で宣言書を回しております。

今後におきましても ハラスメントの相談窓口の相談のしやすい環境、また、それを迅速に処理できる対処できる体制を整えていきたいと考えております。

○議 長 管理者。

○管 理 者 様々な時代状況もありますし、消防庁から発出されてる、そのハラスメント撲滅宣言、これを重く受け止めさせていただいて、できるだけ早い時期にですね、アンケートは当然繰り返し行いますが、その中でハラスメント、パワハラ等も含めてですね、受けた人、回答する職員が決して覆い隠すという意味ではなくて、0になるようにですね、最善を尽くしていきたいと思っておりますし、いわゆる指導する側の意識改革が最も大事だと思っておりますので、その辺の教育もしっかりと続けていきたいとこのように思います。以上です。

○議 長 工藤議員。

○工藤議員 ありがとうございます

最後にひとつ提案なんですけども、全国ハラスメント防止宣言ですけども、これはあの紙で渡すのではなくて私は消防長の自らですね、各支署を回るなり、あの一訪ねても直にその場で示していただければなと思います。

私達サラリーマンのころにですね、職場で安全大会やるんですね。全社1,000人ぐらい集まって一斉に社長からの訓示があったり、組合からの言葉があったりですとか、もう大々的にやってですね、礎をしっかりと行ってきた経緯がありますので、そういった試みも必要なのではないかと私は思っています。それではあの一全職員にとってですね、本当に健康的で明るく働きやすい職場になって次回ハラスメントアンケートでは被害ゼロになることを願っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議 長 これで一般質問を終わります。

○議 長 日程第5、「提案理由の説明」を求めます。宮坂管理者。

○管 理 者 (記載省略、議事録音有り)

◎日程第6 認定第1号 令和元年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について

○議 長 日程第6、認定第1号「令和元年度胆振東部消防組合歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

認定第1号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 財産の取得について

○議 長 日程第7、議案第1号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

[「無し」という声あり]

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第1号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第8 議案第2号 財産の取得について

○議長 長 日程第8、議案第2号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第2号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第9 議案第3号 財産の取得について

○議長 長 日程第9、議案第3号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第3号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第10 議案第4号 財産の取得について

○議長 長 日程第10、議案第4号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第4号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第11 議案第5号 財産の取得について

○議 長 日程第11、議案第5号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第5号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

○議 長 12時になるんですけども、継続して審議を続けさせていただきます。
トイレの方大丈夫でしょうか、では継続して続けます、よろしくお願
いします。

◎日程第12 議案第6号 財産の取得について

○議 長 日程第12、議案第6号「財産の取得について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

○議 長 山崎議員。
○山崎議員 はい。

財産取得の議題があつて車両が5台ですか、あつたんですけどちょっとお聞きしたいんですが古い車両はどのようにしているのかということをお聞きしたいのと、最近はそういうものがインターネットで販売されてるのを見受けられます。下取りしてもらったりするってもらうのは可能なのか、それとも売買するのが難しいのか、それについて質問いたします。

○議 長 横井課長。

○横井課長 ただいま山崎議員の質問に対しましてお答えいたします。
現在この議案でご提案させていただいた車両6台、議案3で厚真が2台なので6台につきましては、石油交付金事業の補助金を頂いて整備したのものになります。
それを財産を処分して、他の財源をいただくということとはできないので、インターネット等で下取り等の売却はできないものと考えております。
今更新される廃止更新される車両については、全てスクラップ資源というふうになるように、完全抹消の感で進んでおります。以上です。

○議 長 他に質疑ありませんか。

○山崎議員 はい。

○議 長 山崎議員。

○山崎議員 補助金貰ってるからしょうがないって言うことなんでしょうけども、これ最近の車は2・30年の車は、その10年20年経っても全然何ともない車も多いんですが、これなんとか運用法とかがないのか、条例的にないならしょうがないですけど、条例を変えるとか、後はその補助金貰った先とのいろんな話の中で、また再度活用していただく、スクラップにしなくてもいいから活用していただくのか、新興国に送って活用してもらう、そういう手立ても話しするということとはできないのか、またあの、今言った条例のことで管理者のお伺いしたいのですが、条例変えて可能であれば変えていけるのかお伺いいたします。

○議 長 管理者。

○管 理 者 あの基本的には補助金適化法に基づいて、総務課長がご説明した通りでございます。ただ、耐用年数が非常に過ぎてですね、久しいものが多いと言う物がございますので、再度経産省の方に協議をさせて頂いて、その答えによってはですね、今後の対応に反映させていきたいと思っております。
当面予算も計上されておりますが、相談するのにそんなに時間のかかる話でございませんので、今、山崎議員がおっしゃったとおり、もっと我が国だけではなくてですね、社会的な貢献を視野に入れると難しい話ではない可能性がある話ですので、一度経産省と交渉させて頂きたい、近々対応させていただきたいと思っております。以上です。

○議 長 他にほかに質疑ありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第6号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第13 議案第7号 令和2年度胆振東部消防組合補正予算（第1号）について

○議 長 日程第13、議案第7号「令和2年度胆振東部消防組合補正予算（第1号）について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
[「無し」という声あり]
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第7号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第14 議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

○議 長 日程第14、議案第8号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
[「無し」という声あり]

質疑無しと認め質疑を終わります。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。

議案第8号について、採決を行います。

本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第15 議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

○議長 長 日程第15、議案第9号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第9号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」という声あり〕
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第16 議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長 長 日程第16、議案第10号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題といたします。
本案について説明を求めます。横井総務課長。

○横井課長 (説明省略)

○議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔「無し」という声あり〕
質疑無しと認め質疑を終わります。
次に、討論を行います。
討論はありませんか。
〔「無し」という声あり〕

討論なしと認めこれで討論を終わります。
議案第10号について、採決を行います。
本案について原案の通り決することにご異議ありませんか。
[「異議なし」という声あり]
異議なしと認めます。
よって本案は原案の通り可決することに決しました。

◎日程第17 報告第1号 現金出納例月検査の結果報告について

- 議 長 日程第17、報告第1号「現金出納例月検査の結果報告について」は、議案書31ページから37ページに記載のとおりので、報告済みといたします。

◎閉会の宣言

- 議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。
これをもちまして、令和2年第2回胆振東部消防組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時29分